

環境省



《環境省》

表 19-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

|             |   |   |
|-------------|---|---|
| 基本計画の名称     | 環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定）<br>平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定 平成23年4月1日改定 |   |
| 基本計画の主な規定内容 | 1 計画期間  | ○ 平成23年4月1日から28年3月31日までの5年間   |
|             | 2 事前評価の対象等  | ○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業、個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策、規制の新設又は改廃を目的とする政策及び法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象<br>○ 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても対象とするよう努める。   |
|             | 3 事後評価の対象等  | ○ 環境省の政策のすべてを対象   |
|             | 4 政策評価の結果の政策への反映  | ○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定、税制改正要望といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。<br>○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。<br>○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。<br>○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。<br>○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。 |
|             | 5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備  | ○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。  |
| 実施計画の名称     | 平成27年度環境省政策評価実施計画（平成27年7月1日策定）                                  |   |
| 実施計画の主な規定内容 | 1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式         | ○ 実績評価：6施策に含まれる27目標   |
|             | 2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに区分されるもの）                                | 該当する政策なし  |
|             | 3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）                                    | ○ 租税特別措置等に係る政策について、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から、計画的に対象とする。   |

表 19-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象<br>としようとした<br>政策の区分 |  | 評価実施件数                                       | 政策評価の結果<br>の内訳別件数                     |    | 政策評価の結果の政策への<br>反映状況の内訳別件数                      |  |    |
|-----------------------------|--|--|---------------------------------------|----|---|--|----|
| 事前評価                        |  | 事業評価方式：9件<br>(規制)<br>〔表 19-3-ア〕              | 規制の新設は<br>有効                          | 9  | 評価結果を踏まえ、新規規<br>制を実施することとした                     | 9  |    |
|                             |  | 事業評価方式：5件<br>(租税特別措置等)<br>〔表 19-3-イ〕         | 平成28年度税<br>制改正（租税<br>特別措置）要<br>望として妥当 | 5  | 平成28年度税制改正（租税<br>特別措置）要望を行うこと<br>とした            | 5  |    |
| 事後<br>評価                    | 主要な行<br>政目的に<br>係る政策<br>等として<br>基本計画<br>に掲げる<br>政策<br>(法第7条第2<br>項第1号) | 実績評価方式：27件<br>(目標管理型の政策評<br>価)<br>〔表 19-3-ウ〕 | 目標達成                                  | 5  | 1 評価結果を踏まえ、これ<br>までの取組を引き続き推<br>進した<br>【引き続き推進】 | 14   |    |
|                             |  |  | 相当程度進展<br>あり                          | 19 |   |  |    |
|                             |  |  | 進展が大きく<br>ない                          | 3  |   |  |    |
|                             |  |  |                                       |    |   | 2 評価結果を踏まえ、対象<br>施策の改善・見直しを行っ<br>た<br>【改善・見直し】                         | 13 |
|                             |  |  |                                       |    |   | 施策の重点化等  | 13 |
|                             |  |  |                                       |    |   | <概算要求及び機構・定員への反映状況><br>概算要求に反映 13件<br>機構定員要求に反映 1件<br>(うち、機構 0件、定員 1件) |    |
|                             |  |  | <事前分析表への反映><br>[未定・検討中 27件]           |    |   |  |    |
|                             | 未着手<br>(法第7条第2<br>項第2号イ)   | 該当する政策なし                                     | —                                     | —  | —   | —  |    |
|                             | 未了<br>(法第7条第2<br>項第2号ロ)  | 該当する政策なし                                     | —                                     | —  | —   | —  |    |
|                             | その他の<br>政策<br>(法第7条第2<br>項第3号)   | 事業評価方式：3件<br>(租税特別措置等)<br>〔表 19-3-エ〕         | 今後とも引き<br>続き措置して<br>いく                | 3  | 評価結果を踏まえ、これま<br>での取組を引き続き推進<br>した<br>【引き続き推進】   | 3  |    |

表 19-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の9政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年4月3日に「規制に係る事前評価書」として公表

表 19-3-ア 規制を対象として評価を実施した政策

| No.                  | 評価対象政策                    |
|----------------------|---------------------------|
| 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 |                           |
| 1                    | 水銀鉱の採掘に係る措置               |
| 2                    | 特定水銀使用製品の製造禁止等に関する措置      |
| 3                    | 新用途水銀使用製品の製造等に関する措置       |
| 4                    | 水銀等を使用する製造工程に関する措置        |
| 5                    | 金の採取における水銀等の使用に係る措置       |
| 6                    | 水銀等の貯蔵の指針に基づく勧告制度の創設      |
| 7                    | 水銀等の貯蔵に関する報告制度の創設         |
| 8                    | 水銀含有再生資源の管理の指針に基づく勧告制度の創設 |
| 9                    | 水銀含有再生資源の管理に関する報告制度の創設    |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 19-4-(1) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表

表 19-3-イ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

| No. | 評価対象政策                                    |
|-----|---|
| 1   | 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長     |
| 2   | 投資法人に係る税制優遇措置の拡充                          |
| 3   | エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長 |
| 4   | 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長          |
| 5   | 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長     |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 19-4-(2) 参照

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施  
平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「平成27年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、26年度に行った以下の6政策に含まれる27目標を対象として事後評価を実施し、27年9月30日に「平成26年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表

表 19-3-ウ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

| No.             | 評価対象政策                              | 政策評価の結果  | 評価結果の反映状況 |
|-----------------|-------------------------------------|----------|-----------|
| 1 地球温暖化対策の推進    |                                     |          |           |
| 1               | 目標 1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり    | 進展が大きい   | 改善・見直し    |
| 2               | 目標 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制            | 進展が大きい   | 改善・見直し    |
| 3               | 目標 1-3 森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保         | 相当程度進展あり | 引き続き推進    |
| 4               | 目標 1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進 | 相当程度進展あり | 引き続き推進    |
| 3 大気・水・土壌環境等の保全 |                                     |          |           |
| 5               | 目標 3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）         | 相当程度進展あり | 改善・見直し    |

|                             |                                 |          |        |
|-----------------------------|---------------------------------|----------|--------|
| 6                           | 目標 3-2 大気生活環境の保全                | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 7                           | 目標 3-3 水環境の保全（海洋環境の保全を含む）       | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 8                           | 目標 3-4 土壌環境の保全                  | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 9                           | 目標 3-5 ダイオキシン類・農薬対策             | 目標達成     | 引き続き推進 |
| 10                          | 目標 3-6 東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）   | 目標達成     | 引き続き推進 |
| <b>5 生物多様性の保全と自然との共生の推進</b> |                                 |          |        |
| 11                          | 目標 5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組          | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 12                          | 目標 5-2 自然環境の保全・再生               | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 13                          | 目標 5-3 野生生物の保護管理                | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 14                          | 目標 5-4 動物の愛護及び管理                | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 15                          | 目標 5-5 自然とのふれあいの推進              | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 16                          | 目標 5-6 東日本大震災への対応（自然環境の復旧・復興）   | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| <b>7 環境保健対策の推進</b>          |                                 |          |        |
| 17                          | 目標 7-1 公害健康被害対策（補償・予防）          | 目標達成     | 引き続き推進 |
| 18                          | 目標 7-2 水俣病対策                    | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 19                          | 目標 7-3 石綿健康被害救済対策               | 目標達成     | 改善・見直し |
| 20                          | 目標 7-4 環境保健に関する調査研究             | 進展が大きい   | 引き続き推進 |
| <b>8 環境・経済・社会の統合的向上</b>     |                                 |          |        |
| 21                          | 目標 8-1 経済のグリーン化の推進              | 相当程度進展あり | 改善・見直し |
| 22                          | 目標 8-2 環境に配慮した地域づくりの推進          | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 23                          | 目標 8-3 環境パートナーシップの形成            | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 24                          | 目標 8-4 環境教育・環境学習の推進             | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| <b>10 放射性物質による環境の汚染への対処</b> |                                 |          |        |
| 25                          | 目標 10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理     | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 26                          | 目標 10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 | 相当程度進展あり | 引き続き推進 |
| 27                          | 目標 10-3 放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策  | 目標達成     | 改善・見直し |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 19-4-(3) 参照

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 3 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 27 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表

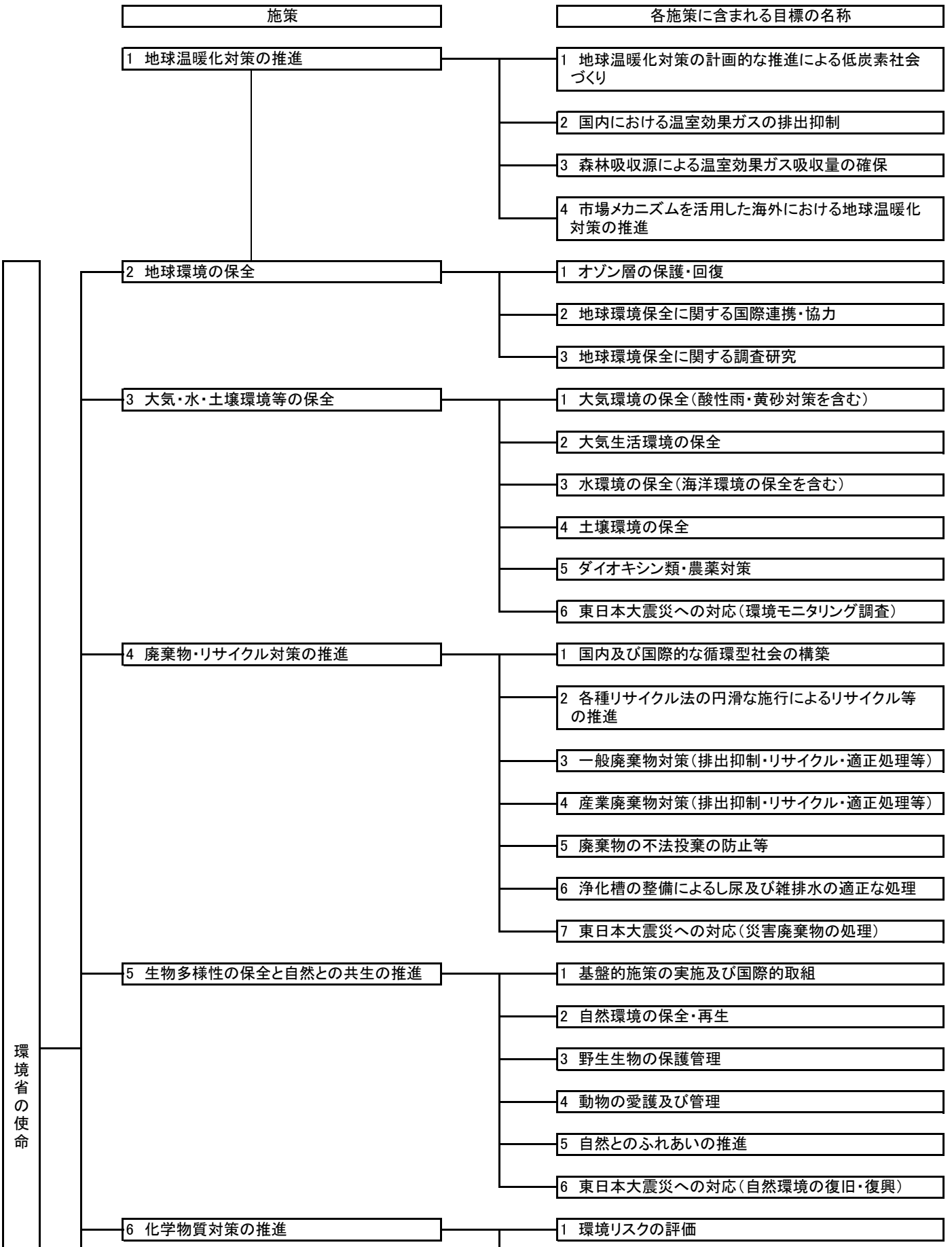
表 19-3-エ 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

| No. | 評価対象政策  | 政策評価の結果        | 評価結果の反映状況 |
|-----|---|----------------|-----------|
| 1   | 転廃業助成金等に係る課税の特例   | 今後とも引き続き措置していく | 引き続き推進    |
| 2   | 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（国立、国定公園特別地域及び自然環境保全地域特別地区について国又は地方公共団体に買い取られる場合） | 今後とも引き続き措置していく | 引き続き推進    |
| 3   | 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（種の保存法の管理地区等が国又は地方公共団体に買い取られる場合）                  | 今後とも引き続き措置していく | 引き続き推進    |

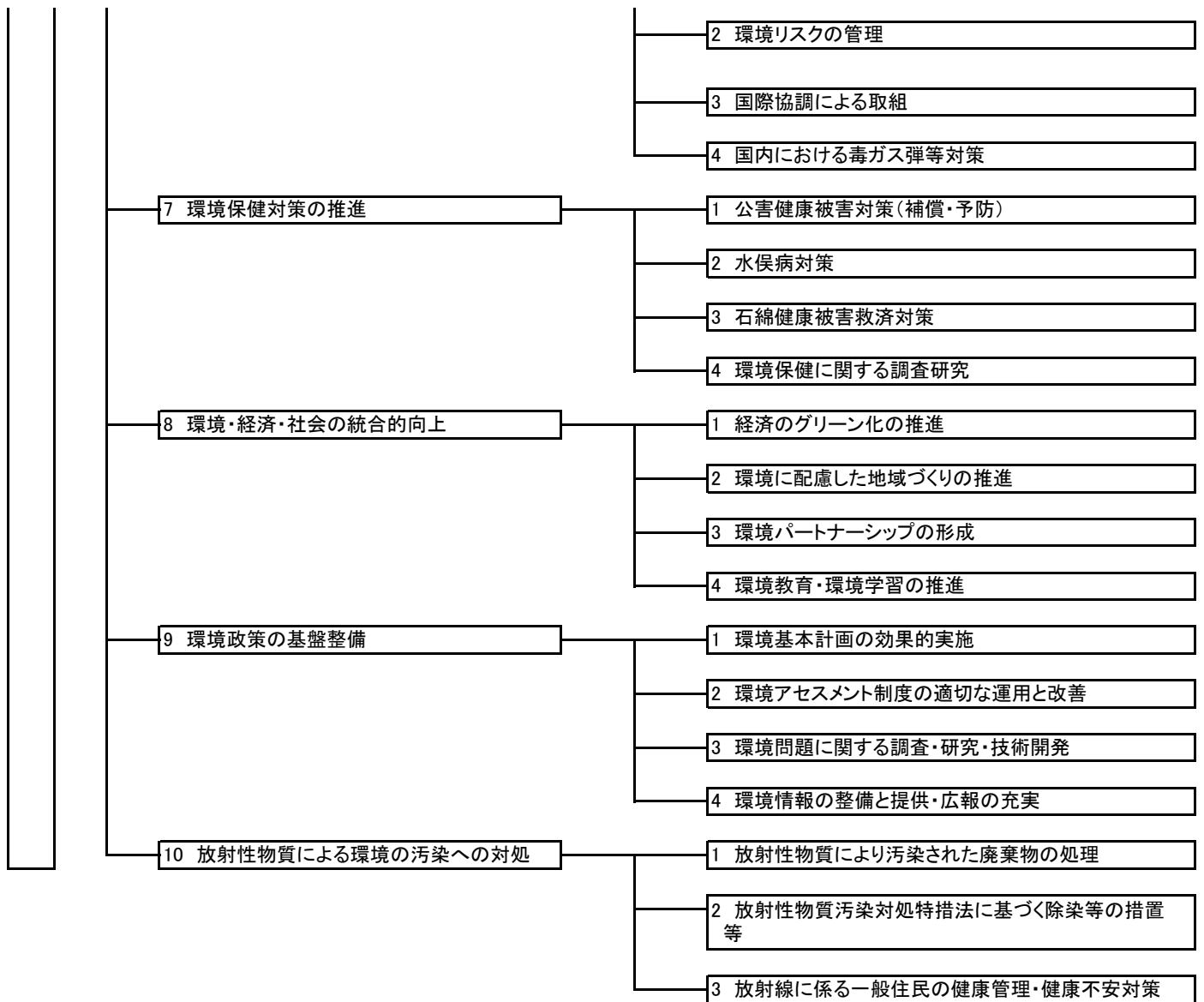
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)) の表 19-4-(4) 参照

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの



環境省の使命



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h27/seisaku-taiou.pdf>)参照